墨田区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成３１年３月１９日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第１号

墨田区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

墨田区議会政務活動費の交付に関する条例（平成１３年墨田区条例第５２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「所属議員が１人の場合」を「墨田区議会基本条例（平成３０年墨田区条例第４６号）第１７条第１項及び第２項の規定により結成される会派をいい、当該会派に所属しない議員」に改める。

付　則

この条例は、平成３１年５月１日から施行する。